

医療費の窓口負担割合が変わります

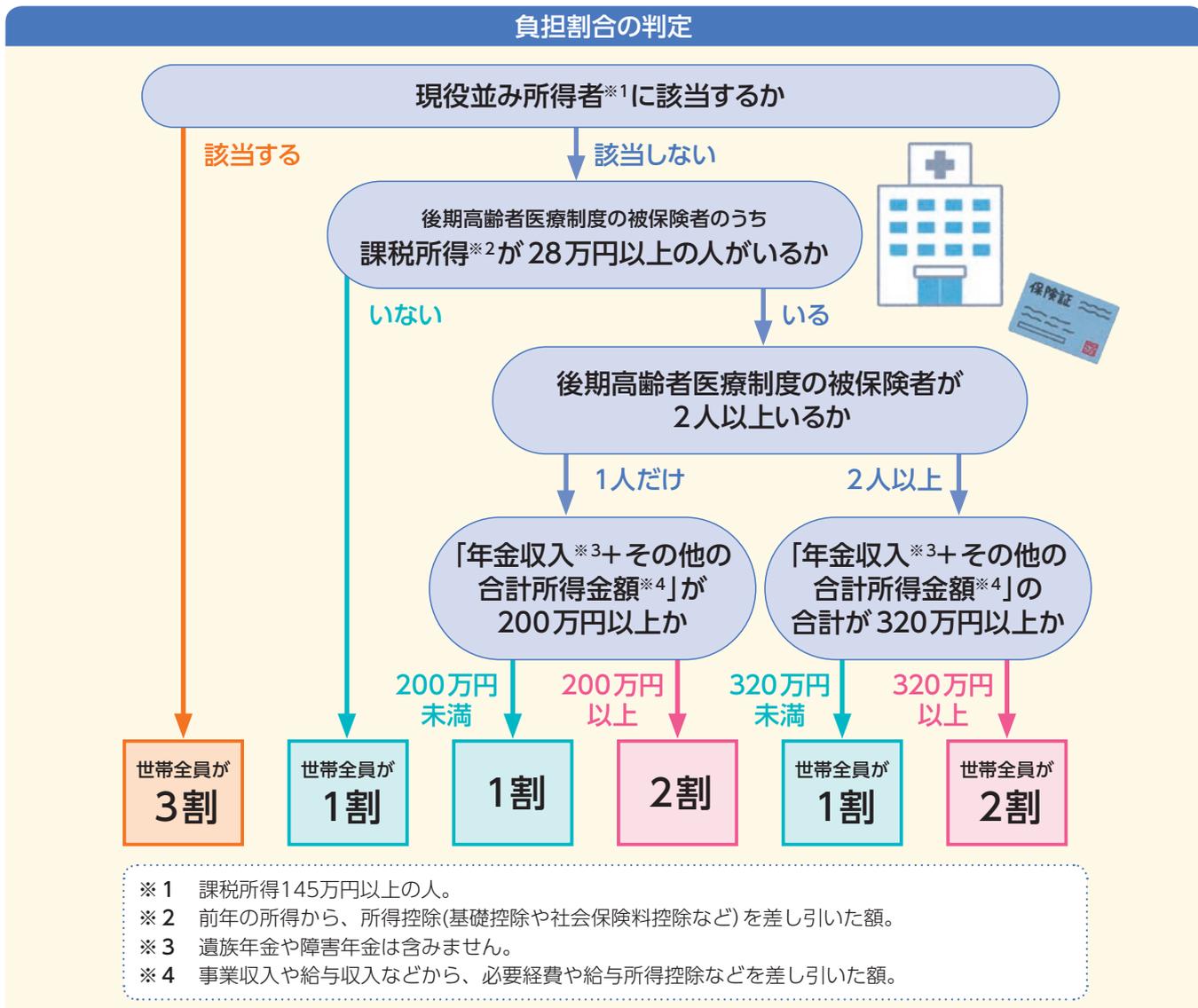
令和4年10月1日から後期高齢者医療制度の医療費の窓口負担割合に「2割負担」の区分ができます。

負担割合見直しの背景

団塊の世代が75歳以上となり始め、後期高齢者医療制度の医療費の増大が見込まれています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

負担割合

1～3割までの3種類があり、該当する割合は次のとおり判定されます。



負担割合変更の配慮措置

2割負担の人に対する負担増への配慮として、一定額を超えた自己負担医療費を払い戻す措置が取られます。

対象 / 2割負担の人

内容 / 1か月の外来診療(入院費は対象外)にかかる窓口負担の増額分の上限を3,000円に抑えます。3,000円を超えた分は後日払い戻されます。 ※別表参照。

期間 / 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

払い戻し方法 / 高額療養費として口座振込

※まだ高額療養費を受け取ったことがない人が高額療養費の対象になった場合や、新たに2割負担になる人には、口座を登録する申請書が送付されます。

別表：1か月の医療費全体額が50,000円の場合の計算例

窓口負担割合(1割のとき) ①	5,000円
窓口負担割合(2割のとき) ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し(③-④)	2,000円

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター
 (☎0570-080-280・平日午前8時30分～午後5時15分)
 保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5882)